

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 5 日(金)午前 9 時 00 分から午前 10 時 10 分

2. 開催場所 役場 2 階第 7・8 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番 有賀 勝英
会長職務代理者	2 番 宮原 光平
委員	3 番 原 美子
	4 番 宮澤 依子
	5 番 中村 良治
	6 番 小島 敏雄
	7 番 新村 幸子
推進委員	中村 脩司
	小澤 清之
	中條 清春
	栗林 秀樹
	漆戸 裕司
	古村 孝

4. 欠席委員(1名) 福島 正一郎

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項について

6 月許可決定の 5 条 3 件については、長野県農業会議から  
6 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指  
令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためまして、おはようございます。暑い日が続いております。5月に植えた田んぼがぼちぼち色がつきだして、少し追肥をどうやるだなんちゅう時期に入ってきてるわけですが、6月17日の農業新聞に苔で遊休農地を解消なんていうことが出ていまして。これ、秋田県ともう一つ島根県の例が載っていて、どうも何十町歩、何ヘクタールと出ていましたけれど、苔っていうのは乾燥すれば仮死状態で、水分が入れば再生して、大きくなることもないし、選定も必要ないし、広くなる。今そういう緑化とか屋上とかで見直されているという、面白いことが起きるんだなあと感じがします。7月の農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

どうもおはようございます。暑い中大変ご苦労様でございます。農業委員長になって会長になりまして、前会長のほうからあんまり出ることはないとおっしゃいましたけど、なかなかやってみると出る機会が多い状態です。6月の委員会が過ぎまして、6月9日ですか、農業会議が松本でございました。それから6月21日、町の鳥獣害対策も出席しました。それから6月28日長野県農業会議ということで、これは松本の浅間温泉の文化センターで行われております。それから7月1日に上伊那農業委員会定期総会ということで、この中で私と代理と新村さんが出席して会議を終了しております。その中でどの会議の中でも最後に出るのは、農業新聞の数量の達成と農業者年金の確保と目標達成に協力していただきたいということが必ず最後に出ますので、まだ農業新聞をとっていない方は是非任期のうちの3年間は是非とっていただいて部数の目標達成に協力をしていただけたらと思っております。非常に農業にかかわる依頼が載っていると思いますので、いづらかでも参考にさせていただいて今後の遊休農地、またこの後遊休農地の調査に入るわけですけど、その参考にさせていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。今日はよろしく願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

議事録署名委員の指名ですが、4番の宮澤委員さんと5番の中村委員さん、よろしく願いいたします。以上でございます。

<有賀会長>

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局お願いします。

**【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2 番朗読】**

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目表、3 条No.1 と記入したものをご覧ください。赤羽の案件でございます。

東京都練馬区高松六丁目・・・番にお住まいの A さん所有の、大字赤羽・・・番、地目は畑、以上1筆、面積 704 m<sup>2</sup>を、大字赤羽・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 259 ㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小島委員と漆戸推進委員から意見書をいただいております。

続いて 2 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏、3 条No.2 と記入したものをご覧ください。北大出の案件でございます。

岐阜県可児市桜ヶ丘六丁目・・・番地にお住まいの A さん所有の、南平・・・番、地目は畑、以上 1 筆、面積 1330 m<sup>2</sup>を、中央・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 45 ㎡で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長と宮澤委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

この案件につきましては地目畑、また境界につきましては地籍、国土の調査でもってしてあるかしてないかちょっとはつきりはしないんですが境杭が入っていました。現況としては畑の現況であります。道路につきましてはちょっと調べていたら、町道になっているようです。これにつきましてはどこまでが町道かはっきりしていないということで、そんな状況でございます。以上です。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。これは町道。

<中畑事務局次長>

車、軽トラが1台やっと通れるくらいの幅なんですよ。町道は歩くくらいでも町道に認定されているところがありますので。

<漆戸推進委員>

町道・・・号線だと思っんですよ。

<有賀会長>

軽トラが入りゃ問題ないですよ？どうですかね？何かご意見ございましたら。

前任者はここに作っていたわけか？耕作していたわけ？

<漆戸推進委員>

たぶんしてないと思います。なにせ東京だでね。甥だとかいってたね。Bさんは管理していたかもしれないね。贈与だもんでね。

<有賀会長>

どうですかね？問題ないですかね？よろしいですか？(異議なしの声)はい、じゃ、承認させていただきます。ありがとうございました。それでは2番目の案件、宮澤委員。

<4番 宮澤委員>

では2番目の案件のご報告をいたします。場所は北大出の(場所の説明)、歩道のついた道に付いた農地でありまして、以前私家で作っていたものを返したということで、耕作していましたので現在また北大出の営農組合の方が引き続いてやっていたということで、境のことにしましては以前地籍調査が済んでおりまして、ちゃんと杭は入ってまして、一部耕作中に土がかぶって確認できないところがありましたけれど、間違いはないということで確認しまして問題ないということで報告いたします。

<有賀会長>

今の報告で何かご意見ございましたらあげていただければありがたいんですけど。まあ同じ農地からまた農地ということで、住宅じゃないんで問題ないかと思えますけれど。

<一ノ瀬事務局長>

西部辰野土地改良区の中に入っていると思うんですけど。

<有賀会長>

よろしいですかね？(異議なしの声)じゃ、ありがとうございました。承認させていただきます。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

地図は2枚目の表をご覧ください。小野の案件でございます。

①大字小野・・・番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字小野字長井坂・・・番、面積 819 m<sup>2</sup>、②大字小野・・・番地にお住まいの B さんが所有いたします、大字小野字長井坂・・・番、面積 502 m<sup>2</sup>、③大字小野・・・番地にお住まいの C さんが所有いたします、大字小野字長井坂・・・番、面積 876 m<sup>2</sup>、④大字小野・・・番地にお住まいの D さんが所有いたします、大字小野字長井坂・・・番、面積 82 m<sup>2</sup>および、大字小野字梨子ノ木沢・・・番、面積 694 m<sup>2</sup>、大字小野字梨子ノ木沢・・・番、面積 879 m<sup>2</sup>、⑤大字小野・・・番地にお住まいの E さんが所有いたします、大字小野字梨子ノ木沢・・・番、面積 571 m<sup>2</sup>、⑥大字小野・・・番地にお住まいの F さんが所有いたします、大字小野字梨子ノ木沢・・・番、面積 1927 m<sup>2</sup>、以上 8 筆、地目はすべて畑、面積 6350 m<sup>2</sup>を、兵庫県姫路市阿保甲・・・番地に在ります G 社が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。賃借人は売電事業を営む事業者であり、申請地を 25 年間賃借し、太陽光発電パネル 2112 枚を設置、合計 549.12kw を発電し、売電を行う計画であります。申請地周辺は鳥獣被害のため耕作の継続が難しく荒地となってしまう可能性が高い土地であります、日当たりもよくまとまった土地でありますので、太陽光発電には最適な土地であります。

なお、賃借人は県外に所在する事業者でありますので、設置工事及びその後の施設管理・メンテナンスは地元の H 社が行う予定です。

申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地ですので、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の第 2 種農地、消極的 2 種と指定されますが、位置的代替性がなから許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成

27年3月12日に農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、中村良治委員、中村脩司推進委員から意見をいただいております。

<有賀会長>

じゃあ、中村委員さんお願いします。

<5番 中村委員>

5番の中村です。説明させていただきます。この案件につきましては6月15日、推進委員の中村委員さんと設置代理者H社の社長と現地確認を行いました。申請地は先ほど説明がありますように、平成27年3月11日付で県の農業振興地域の除外の同意を得て、12日に町の告示をしてある案件であります。(場所の説明)の8筆であります。県道に接し、国土調査につきましては終了して各筆の境界ははっきりしております。これも説明にありましたようにイノシシ等の有害鳥獣の影響によりまして農作物の作付けができない所となっております。土地利用につきましては太陽光パネルの発電設備ということで有益な土地の利用かと思えます。パネルの設置数につきましては2112枚、発電量につきましては549.12kwを予定してるようであります。町の再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドラインについて協議を行い、住民説明等も行われておりますので、問題はないと思えます。以上です。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。今の報告で何かご質問ございましたらあげていただければと思いますけれど。よろしいですかね。(異議なしの声)はい、じゃあ決定させていただきます。ありがとうございました。続きまして、第2号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局のほうからお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計5件、7筆、面積は4545㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この件につきましては報告のみとさせていただきます。よろしく願いいたします。何かご質問ございましたら、よろしいですかね。(なしの声)  
はい、ありがとうございました。それでは報告事項について事務局のほうからよろしく願いします。

## 報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)専決事項ということでお願いしたいと思えます、6月許可決定の5条3件、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。この中で何かご質問ありましたら、よろしいですかね。はい、ありがとうございました。それでは5番目のその他についてお願いします。

## その他

○農地パトロールについて(中畑事務局次長)

添付資料参照

- ・平成27年度 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査説明会
- ・農地パトロール(利用状況調査)協力者名簿
- ・平成28年度 農地パトロール(利用状況調査)協力員報告書

○太陽光について(事務局 横内)

添付資料

- ・辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン  
(担当:住民税務課生活環境係)
- ・農地転用許可事務に係る取扱いについて

○報酬の支払いについて(事務局 横内)

○H28 企業の農業参入セミナーについて(事務局 横内)  
参加される方は事務局まで。(昨年の出席者は無し)

次回委員会開催日:8月5日(金) 午後1時00分から 役場1階第2会議室  
終了後 農地パトロール説明会と現地確認

(閉会)

<宮原職務代理>

今回は農地パトロールが大きな議題になっているわけですが、初めてのことも多いが、次の委員会の折に詳しい説明をして、協力者が必要な場合はその後実際の地図とか使いまして説明会をするということになっているということです。これにて閉会といたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印